

令和6年度

剣道中央講習会

茨城県伝達講習会

日時 令和6年4月20日（土）

会場 東日本技術研究所武道館

一般財団法人 茨城県剣道連盟

令和6年度 剣道中央講習会 茨城県伝達講習会

◇ 役員

会長	水田重則		
副会長	香田郡秀	鈴木洋行	清水修
	寺田幸司	中村雅広	雨谷益水
専務理事	齊藤克朗		
事務局長	直江克也	事務局次長	鈴木隆

◇ 講師

主任講師	井上豊	
講師	山下克久	有田祐二

◇ 受講者

- (1) 茨城県剣道連盟 地区・職域剣道連盟 代表者
- (2) 「称号審査会」受審希望者

— 注意事項 —

- 1 講習時の服装は、開講式から全てを剣道着といたします。
- 2 新型コロナウイルス感染症等、感染対策について、ご協力をお願いいたします。
 - (1) 講習中、マスクを着用してください。また、面を付ける際には、面マスクまたはシールドのどちらかの着用をお願いいたします。なお、高齢者並びに既往症のある方は、両方の着用をお願いします。
 - (2) 講習中（昼食時の含め）、感染対策の三密（密集・密閉・密接）を守り、会話も少し控えてください。
- 3 実技及び稽古の際は、準備運動を行いケガ防止に努めてください。
- 4 今回の伝達講習会の内容を、地区連剣道盟及び職域剣道連盟の会員に、講習会を行い伝達願います。

茨城県伝達講習会 日程

時 間	項 目	内 容	備 考
8:40 ~	受 付		開講式は剣道着で 更衣は二階観覧席
9:30 ~ (10分)	開講式	会長あいさつ 水田重則 会長 講師紹介：日程説明 齊藤克朗 専務理事	筆記用具持参
9:40 ~ (35分)	講義 1	「中央講習会伝達事項」(講義) 井上豊 講師	
10:15 ~ (10分)	休 憩		
10:25 ~ (95分)	講義 2	「日本剣道形」 (実技) 山下克久 講師	
12:00 ~ (45分)	昼食休憩		
12:45 ~ (70分)	講義 3	「木刀による剣道基本技稽古法」 「指導法」 (実技) 井上豊 講師	
14:05 ~ (10分)	休 憩		
14:15 ~ (60分)	講義 4	「ガイドラインを踏まえた試合・審判の留意点 並びに今後の展開」 (実技) 有田祐二 講師	
15:15 ~ (5分)	質疑応答		
15:20 ~ (30分)	合同稽古	稽古会の在り方	
15:50 ~ (10分)	閉講式	挨拶・諸連絡 等	

令和6年度（第59回）剣道中央講習会 報告

（一財）茨城県剣道連盟 研修委員 教士八段 井上 豊

- 1 令和6年度全剣連の事業計画について
- 2 ガイドラインを踏まえた試合・審判の留意点並びに今後の展開
- 3 木刀による剣道基本技稽古法
- 4 感染症対策並びに剣道の安全性
- 5 女子委員会報告
- 6 日本剣道形
- 7 普及員会
- 8 質御応答

コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取組み～

令和6年4月

公益財団法人 全日本剣道連盟

スポーツ庁ガバナンスコードの制定 全剣連は公益法人へ移行

- ・令和元年6月、スポーツ庁はスポーツ団体のガバナンスコード制定 令和5年6月改定

*スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

- ・令和2年9月全剣連は一般財団法人から公益財団法人に

共通して重要なこと

- ガバナンス(適正な組織運営)の強化
- コンプライアンス(法令遵守)徹底

2

2

ガバナンスとコンプライアンス

・ガバナンス

- ・「統治・支配・管理」
- ・スポーツ庁によれば
 - スポーツ団体が社会的責任を果たすための有効な方法、スポーツが社会からの信頼を勝ち得、強化、普及を行っていくための武器
 - 適切な組織運営、健全な団体運営を目指す、スポーツ団体自身による管理体制
- ⇒組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任

・コンプライアンス

- ・法令遵守(全剣連の規則・ルールも含む。)に加え、社会常識、良識
- ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
- ⇒ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

1

3

(参考)スポーツ団体のガバナンスコード

令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定
(都道府県剣道連盟にあつては「一般スポーツ団体のガバナンスコード」)

【ガバナンスコードにおける13の原則】

原則1: 基本計画の策定
 原則2: 役員等の体制整備
 原則3: 組織運営に必要な規定整備
 原則4: コンプライアンス委員会設置
 原則5: コンプライアンス教育
 原則6: 法務・会計等の体制整備
 原則7: 情報開示

原則8: 利益相反の適切な管理
 原則9: 通報制度の構築
 原則10: 懲罰制度の構築
 原則11: 選手・指導者との紛争解決
 原則12: 危機管理・不祥事対応体制
 原則13: 地方組織等との関係

- ➡ 毎年自己審査、公表
 4年に一度、日本スポーツ協会やJOCによる審査 (令和2年12月受審)

4

なぜコンプライアンスが重要か

- ・ 企業においては様々な事案が発生
 - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
 - … 最悪の場合、倒産も
 - ・ スポーツの場合、不祥事が起きると
 - 社会がそのスポーツを敬遠、人気下落
 - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
 - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - … 資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任
- ➡ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

5

5

剣道人口の減少

この間の16歳(高校1年生)人口:135万人(2003年) ➡ 112万人(2019年) 82.9%

・高校剣道部員数(高体連資料より)

	卓球	弓道	剣道	柔道
2003年(平成15年)	67,062	65,162	59,382	35,628
2019年(令和元年)	76,328	62,278	38,435	17,904
増減	+9,266	△2,884	△20,947	△17,724
増減率	113.8%	95.6%	64.7%	49.7%

・中体連:平成15年から令和元年 37%減(女子委員会資料より)

・道場連盟:平成元年12万人から平成30年5.4万人 半分以下(同上)

・初段登録者数:平成13年4.7万人 ➡ 平成30年3.2万人 △32% 令和5年度?

同年13歳(中1)人口 (127万人) ➡ (107万人) △16%

6

6

剣道人口の今後

・そもそも人口減少

(2021年現在 13歳108.9万人、6歳:100.3万人、0歳:83万人)

・野球、サッカーなどに比べ大衆訴求力(テレビなど)は小さい

・お金がかかる(稽古着・袴、竹刀、剣道具)

・汗臭い

・痛い

・体罰のイメージにつながっていないか?

➡ 少なくとも暴力、体罰、その他ハラスメントを根絶する必要あり

7

なくなる不祥事

(全剣連への告発、新聞報道等)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総件数	14件	15件	20件	33件
実名告発等	8件	9件	18件	23件

実名告発が増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死 (高校)
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金 (中学校)
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予 (スポーツ少年団等)
- 不適切な会計処理、生徒・関係者から誕生日祝いを強制徴収他 (高校)
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為 (高校)

8

8

今一度、考えよう

- ・ 剣道の理念
 - ・ 剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- ・ 剣道修練の心構え
 - ・ 剣道を正しく真剣に学び・・・
- ・ 剣道指導の心構え
 - ・ (竹刀の本位) (礼法) (生涯剣道)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドライン
- ・ その他にも
 - ・ やってみせ、言ってみせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。
(山本五十六元帥海軍大将)

9

9

全剣連の取組み

- ・ 倫理規定制定
- ・ 倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、以降数次改定最新版は令和5年11月一部改定)
- ・ 相談・苦情窓口の設置
- ・ 綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

10

10

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・ 剣道修練の心構え
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
- ☀ 理念に反する不祥事の発生
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- ➡ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ~ ガイドラインの制定
- ・ 対象者
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

11

11

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

・暴力・パワーハラスメントの絶対禁止

- ▶相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来112件うち、
 - ✓うち、暴力・体罰 32件、パワハラ・指導16件
(役員による暴力3件、教師による体罰6件)

▶暴力に対する考え方(間違い)

- ✓剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴れるのに」
- ✓「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ボコボコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』」
- ✓体操女子暴力 ~ 本人も家族も納得していた
- ✓殴るには殴る理由がある

12

12

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

・2013年柔道女子代表選手

「・・・によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て・・・」

- ・暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの
- ・剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとくとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

剣道と暴力は、相容れないもの

- ・暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

13

13

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

- セクシャル・ハラスメント
 - ▶「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」
- 差別の禁止
 - 合理的理由のない一切の差別を禁止
- アンチドーピング及び薬物乱用
 - ▶ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
 - ▶大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底
- 指導的立場にある者と選手等との関係
 - ▶相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動
- 審査に関する金銭授受の禁止その他
 - 審査は厳正、公正、適切、誠実に

14

14

全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- 不適切な経理処理
 - ▶適正な経理処理と不正行為の防止
 - ▶ボランティアだから多少のことは …… 一切ダメ
- 選手・役員選考
 - ▶スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- 安全・事故防止
 - ▶剣道は安全な武道、さらなる配慮
- 一般社会人としての規範
 - ▶反社会的勢力には特に注意

15

15

ガイドラインに対する違反行為があった場合

- ・全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)

- ▶不祥事発生の場合)

- ✓都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
- ✓(又は)諮問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上

- ▶処分内容

- ✓称号・段位(全剣連のみ) : 剥奪、一定期間の停止等
- ✓会員資格(全剣連・都道府県剣連) : 除名、一定期間の停止

- ・都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

16

16

ご清聴ありがとうございました。

令和6年4月

公益財団法人全日本剣道連盟

17

17

公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン

平成30年11月2日制定

令和元年11月2日改定

令和2年3月5日改定

令和2年9月16日改定

令和5年11月2日改定

< 趣 旨 >

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）は、日本の伝統文化に 培われた剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の普及振興、「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与するという目的を達成する使命を担っている。（定款第3条）

したがって、所属する役職員はもとより、全剣連のすべての会員*は、全剣連の使命や意義を自覚し、剣道修練の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修養に努めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

* 全剣連の会員は、現状では、地方代表団体（都道府県剣連）及び地方代表団体に属する個人会員である。（会員規則）

そこで全剣連は、剣道理念の実践のために必要な倫理に関する諸事項を、以下の通りガイドラインとしてまとめた。

居合道金銭授受問題の記述を削除

全剣連は、全剣連及び団体会員である地方代表団体の役職員、剣道指導者、大会・審査会・行事などに携わる審査員・審判員をはじめとする関係者並びに選手及び剣道を学ぶ全剣連等の会員を対象とした倫理や社会規範に関する意識の啓発と、問題の発生を未然防止するため、本ガイドラインの徹底を図るとともに、引き続き体制の整備を進めて行くこととする。

処分の実施の記述を追加

なお、このガイドラインに違反する行為が行われたときは、全剣連は、綱紀委員会規則等にしたいが厳正な処分を実施することに留意されたい。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

分散されていた記述をこの章にまとめる形で記載

役職員、指導的立場にある者、並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して人道的に反する行動や強要をしないよう、以下の事項に留意しなければならない。また、全剣連は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底する。

- (1) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者及び選手等に与えないこと。
- (2) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- (3) 剣道を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

【参考】 補足説明を記載

- 指導者が稽古に名を借りて暴力をふるっているとの訴えが時にある。稽古を騙る（かたる）このような行為は絶対許されないことを指導者は自覚すべきである。
- 剣道では「師弟同行」という言葉がある。剣道の稽古において、師と弟子が志を同じくして修行すること、剣道修行の望ましい姿とされている（『剣道指導要領』より）。とすれば、師（指導者）が弟子の人格までも損なうような暴力、暴言は絶対にしてはならない。

- 剣道修練の心構えの一節に「剣道の特性を通じて礼節をとうとび」とある。また剣道指導の心構え、(礼法)では「相手の人格を尊重し、心豊かな人間の育成のために礼法を重んずる指導に努める」とある。こうした指針からしても、たとえ弟子であっても一方的に抑圧するような態度はあってはならない。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを絶対に行わない。全剣連は、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく。

- (1) 性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。

3. 差別・プライバシーについて

全剣連の会員は、相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めなければならない。

- (1) 全剣連の全ての剣道関係者は、人種・民族、性別、年齢等による不当な差別的取り扱いを行ってはならない。
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を行ってはならない。

LGBT 関連記述と補足説明を追加

【参考】

- 性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

- ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

以上については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」参照

- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、すべての者がお互いに十分配慮すること。

4. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

選手等は、ドーピング及び薬物乱用を絶対に行ってはならない。全剣連は、指導者及び選手等に対し、徹底した啓発活動を行っていく。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、選手等の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、選手等及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 選手らはドーピングについて、全剣連ホームページ上の「選手のためのアンチ・ドーピング8箇条」を参照されたい。
- (4) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (5) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

アンチ・ドーピング
8箇条を追加

II. 称号段位審査・選手役員の選考に関する事項

1. 称号段位審査員と受審者との関係について

- (1) 称号段位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。
- (2) 審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。

(3) 審査についていささかも疑念が持たれないように、その言動は厳に慎むこと。

2. 各種大会における代表競技選手・役員の選考に関する事項

(1) 全剣連は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑念を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うものとする。

(2) 選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

III. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

全剣連は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に準じて作成された全剣連会計規則に則り、正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立する。

(1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。

(2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

(3) 関係者が、自己又は第三者のためにする全剣連との取引など全剣連と利益が相反する取引は可能な限り避けることとするが、止むを得ない場合は、理事会の承認など所定の手続きを経ること。

(4) 業者等との契約の際には、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

全剣連は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

(1) 組織内外の金銭の横領など

【参考】 補足説明を記載

- 意図的に金銭を横領すれば当然犯罪行為である。
- ボランティアで指導等をしている場合、金銭の管理が甘くなって、預かり目的外の流用や、私的な借用が起こることがあるが、ケースによってはこれらも犯罪になる可能性がある。ボランティアであるほど資金管理を厳しくする必要性を心すべきである。

(2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

【参考】 補足説明を記載

- 教え子等から強制的に私的なお金を集めることは、恐喝に該当するおそれもあることから、厳に慎むこと。
- 組織内外における施設、用具類等の購入などに関わる贈収賄行為
- 組織内外における不適切な指導又は監査

IV. 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

1. 安全・事故防止

指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。

2. 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、大会等に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、全剣連は、次に示すような反社会的行為を厳に禁じる。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

以上

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法
全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鏢)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。
 - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鏢)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。
 - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・「つば(鏢)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 「つば(鏢)競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鏢)競り合い」解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと思わせて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえついたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鏢)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鏢)競り合い」から鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
選手：面マスクまたはシールドを着用する。
審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする

以上

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鍔)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないように調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べるができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば(鐳)競り合いの解消の際の見極めについて	
つば(鐳)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？	<p>「つば(鐳)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸(※目安としておよそ3秒)」とし、双方が鐳と鐳で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。</p> <p>※目安の根拠:成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」とした。</p>
(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない	
相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？	<p>「つば(鐳)競り合い」は鐳と鐳が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸(およそ3秒)」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれようと思わせて」技を出した場合は合議の上、反則を適用する。</p> <p>「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸(およそ3秒)」以内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、合議の上、目的と現象を見極めて判断する。</p> <p>なお、「つば(鐳)競り合い」からの引き技を出す場合は「一呼吸(およそ3秒)」以内とする。</p>
分かれ際の引き技及び一呼吸後の引き技における有効打突の見極めは？	<p>分かれ際の引き技か一呼吸後の引き技かの見極めについては、試合を運営する主審の専決事項であるので、原則として副審は「合議」をかけることはできない。主審の裁量や適格な見極め及び審判員3人の意志の統一や連携が大切である。</p> <p>※主審は、一呼吸(およそ3秒)後は「止め」を宣告し反則を適用する。若しくは膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鐳)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則にしない。</p>

剣道試合・審判・運営要領の手引き

2 つば（鏢）競り合いについて

つば（鏢）競り合いは、鏢と鏢とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鏢競り合いは攻防や打突行動の中から発生した対関係である。

鏢競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏢競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。

- ① 正しい鏢競り合いをしているか。
- ② 打突の意志が有るか。
- ③ 分かれる意志が有るか。

目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。

- 一般的に見て異常な行為であれば、不当な鏢競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第 1 条の目的に帰結することになる。こうしたことに加えて、「時間的な経過」「状勢」なども踏まえて、総合的かつ客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。
- 終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鏢競り合いである。

○ 鏢競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続けば異常と判断される。

○ 技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。

○ 打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。

○ 暴力的であったり、意図的なひっかけ（ひっかけることを目的にする）や、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。

○ こうちやく（膠着）の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。

○ 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鏢競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。

以上

令和6年度(第59回)剣道中央講習会 「木刀による剣道基本技稽古法 指導の要点」

1. 木刀の扱い方

- (1) 現在は、木刀を日本刀として考えて扱う意識が低い、「木刀による剣道基本技稽古法」制定の趣旨に則り、正しい木刀の扱い方を身につける。
- (2) 木刀の持ち替えは、概ね体の中央で行う。
- (3) 帯刀時の柄頭は正中線上に位置する。
- (4) 鰐に左手親指を掛ける意味は、「相手に抜かれない」「自分が抜きやすい」「鞘走りを防ぐ」などである。この意味から、左手親指の指紋部は鰐のやや内側に掛けことになる。

2. 蹲踞

- (1) 蹲踞しながら抜き合わせる。
- (2) 蹲踞は右自然体である。
- (3) 横手あたりの交差になる。

3. 中段の構え

- (1) 足の備えは両足の内側が平行になる。
- (2) 目付けは、相手の目を注視しながら全体を見る。
- (3) 左拳は、臍前約ひと握りのあたりに納め、左手親指の付け根の関節が臍の高さになる。
- (4) 木刀によって正しい握り方を体得する。

4. 間合

- (1) 一足一刀の間合
 - 1) 技を起す時は「一足一刀の間合」である。
 - 2) 「一足一刀の間合」とは、一歩出れば打てる距離、一歩引けば相手の打突をかわすことができる距離である。
 - 3) 「一足一刀の間合」には個人差があることを理解する。
- (2) 横手あたりの交差
 - 1) 最初の抜き合わせと、技が終了した時点では横手あたりを交差する。
 - 2) 横手あたりの交差は作法として示されたものである。
 - 3) 横手の部位を示して解説してあげると親切である。

5. 打突

- (1) 「気剣体一致の打突」と「残心」を修得する。
- (2) 「振り上げ→振り下ろし→打突」を一拍子で行う。
- (3) 振り上げた際、左手の小指・薬指は緩めない。

- (4) 刃筋正しく打突する。
- (5) 木刀の物打で打つ。木刀の物打は先端から約 10 cm程度の箇所である。
- (6) 足さばきは「送り足」を原則とし、一方の足に他方の足が伴う。左足を素早く引きつける。
- (7) 動作は腰から起こし、重心は平行移動する。
- (8) 打突部位を明確に発声する。

6. 残心

打突後は油断することなく相手に正対し、間合いを考慮しながら「中段の構え」となって残心を示させる。残心とは、一般に、打突後油断せず相手の反撃にも対応できる身構え、気構えをいう。

7. 基本9 指導上の留意事項

打ち落とし技「胴（右胴）打ち落とし面」の「掛り手」の動作について

【原本】

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、相手の木刀を自分の木刀の刃部の「物打」付近で斜め右下方に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

【講習会資料】

左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、刃部の「物打」付近で斜め右下方向に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

※ 指導上の留意事項

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくので、体は斜め右方向を向く。まっすぐ振りかぶり刃筋正しく刃部で真下（下方）に打ち落とす。

令和6年度(第59回)剣道中央講習会 「指導法」

講習会の目的：剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟および全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の中で、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

I. 指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

II. 指導の内容

- (1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道試合・審判規則第4,5条 同細則第3条)
 - ① 剣道着と袴の着装法と留意点
 - ② 剣道具(面・胴・小手・垂)の着装法と留意点
 - ③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方(剣道指導要領pp.11~23)
- (2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)
(剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)
 - ① 竹刀
 - ② 日本刀・木刀
 - ③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方 (剣道指導要領pp.24~29)
- (3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)
 - ① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。
(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)
- (4) 基本動作
 - ① 姿勢、② 構えと目付け、③ 構え方と納め方、④ 足さばき、⑤ 素振り、⑥ 掛け声(発声)、⑦ 間合、⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方、⑨ 体当たり、⑩ 鍔ぜり合い、⑪ 切り返し、⑫ 残心 (剣道指導要領pp.36~71)
- (5) 応用動作(対人的技能)
 - ① 基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
 - ② [攻め合い]について(三殺法)(剣道指導要領pp.72~73)、氣勢の充実をもって中心

を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。

(講習会資料 p9)

- ③[しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④[応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技(剣道指導要領pp.113~147)

(6) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修錬に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

①剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。

習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技:小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技:小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

②“見事な一本”を実打する。

③呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と冴え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、正しい手の内、鎧を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突、正しい攻防(氣勢、中心を外さない攻め合い、左拳を中心線から外さない)、正しい鍔ぜり合い、目付け、打突の機会(虚実、拍子)(剣道講習会資料p8の「指導法講習における基本的事項」ならびに同p9の「指導法講習における重点事項」を参照)

(7) 稽古法:

基本稽古(切り返し、約束稽古、打ち込み稽古、掛かり稽古)、互格稽古、引き立て稽古、試合稽古、様々な稽古の仕方や形態(ひとり稽古、見取り稽古、立ち切り稽古、出稽古・武者修行、合宿)、伝統的な稽古法(寒稽古、暑中稽古)

①各種稽古法を組み合わせた指導。

例:互格稽古→打ち込み稽古→掛かり稽古→切り返し→互格稽古→打ち込み稽古→掛かり稽古→切り返し 等

※各種稽古法を組み合わせた稽古は、時間配分等を勘案し、一斉指導または元立ちの指示で行う。(剣道指導要領pp.148~152)

(8)「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法」における指導

①正しい鍔ぜり合いから間を切る方法

②一瞬の崩しから技をしかける方法

以上

感染症対策、健康食品－安全とは？

全日本剣道連盟・アンチ・ドーピング委員長、顧問医師

宮坂 昌之

新型コロナウイルス感染症は収まりつつはあるが、今後は？

新型コロナウイルスの感染力はインフルエンザよりずっと高い

- ・ 新型コロナウイルスで重症化する人の割合は大きく減ったが、オミクロン株が流行して以来、感染者が急増し、このために重症者、死者は第8波でもっとも多くなった。
- ・ 高齢者（>80才）では免疫力が低下し、持病があるために、ワクチンの効果が十分に出ず、結果として重症者、死者が多くなる：最近の死者の約9割が70才以上の高齢者。
- ・ 子どもや若者にはコロナは「軽い」ことが多いが、実際はかなり後遺症問題がある。
- ・ 人間以外の自然界の動物にも、一部、感染が広がっている。
- ・ 感染は若い世代から年代の高いほうに拡がる傾向があるので、若い世代での感染を減らしたいが、ワクチン接種率が低いという問題点がある。

→ 新型コロナウイルスはおそらくこの社会からしばらくの間は消えないであろう

「新型コロナはどうせ全員が感染するので、抵抗は無駄だ」？

全面降伏したアメリカ、イギリス、スウェーデンでは、これまでの累積死者数は人口割合で日本の5～10倍であり、相変わらず一定程度の感染が続いている。

「もう日常を取り戻そう。欧米ではマスクをしていない」？

アメリカでは労働者の約10%が後遺症に悩み、約20万人のコロナ孤児が生まれている。イギリスでは後遺症患者が増え、なかでも向精神薬の処方数が大きく増えている。欧米ではハイブリッド免疫保有者が非常に増えているが、日本では3～4割程度。残りの人たちはワクチン免疫しか持っていない＝日本ではコロナにかかりやすい人が多い。

各国の感染状況はお互いに違うので、アメリカでは…と、スウェーデンでは…という「出羽守」論議は役に立たず、日本の状況を考えることが大事である。

甲野善紀氏（武道家）

「病は罹る時にちゃんと罹り、
それを上手に経過させることでからだを一層丈夫にする」

と言うが…。医学的に見ると…

- 全員が健康なわけではない（＝全員が「ちゃんと罹る」とは限らない）
ex. はしか：1,000人に一人が死亡、10万人に一人が数年～10年後に脳炎
新型コロナ：アメリカではこれまでに2,000人以上の子どもが死亡
- 健常者でも感染をして、ひとにうつしてしまうことがある。
- 本人及びうつされた人の感染に伴う後遺症や合併症のリスクをどうする？

1875年、フィジー諸島では
麻しん（はしか）によって約4万人が死亡。

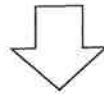
1900年代初頭のアメリカ：

ジフテリア：約12,000人の子どもが死亡

風疹：約20,000人の子どもが視力障害、難聴、知的障害

ポリオ：約15,000人の子どもが麻痺症状、約1,000人が死亡

19~20
世紀の
状況



ワクチンの開発とともに、これらの感染症で被害を受ける子どもたちは
激減し、特にワクチン接種者では死亡者はほぼゼロになった。

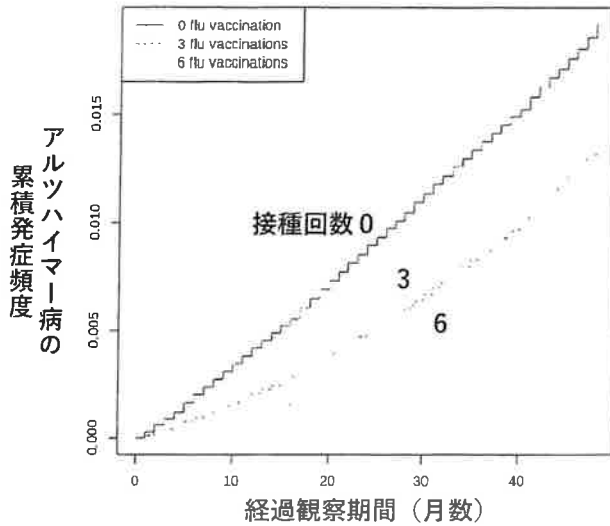
- 病気にかかって免疫を得ようとする大変なことになる可能性がある。
- ワクチンなしではこれらの感染症による健康被害は防げない。

ウイルス感染後に種々の神経疾患発症リスクが増加する

ウイルス感染	ウイルス感染後に 見られる神経疾患	ハザード比	
		FinnGen	UKB
ウイルス脳炎	アルツハイマー病	30.72	22.06
インフルエンザ肺炎	アルツハイマー病	4.11	2.60
インフルエンザ肺炎	ALS（筋萎縮性側索硬化症）	1.81	7.91
インフルエンザ肺炎	認知症（generalized dementia）	3.48	4.44
インフルエンザ肺炎	パーキンソン病	1.72	2.98
インフルエンザ肺炎	血管性痴呆	4.62	6.79
帯状疱疹	血管性痴呆	2.33	6.22

ウイルス感染を甘く見てはいけない！
風邪ウイルスぐらいかかってもいいと思っていると、あとで困ったことになることがある。

インフルエンザ感染によりアルツハイマー病のリスクが上がるが、ワクチン接種でそのリスクが下がる



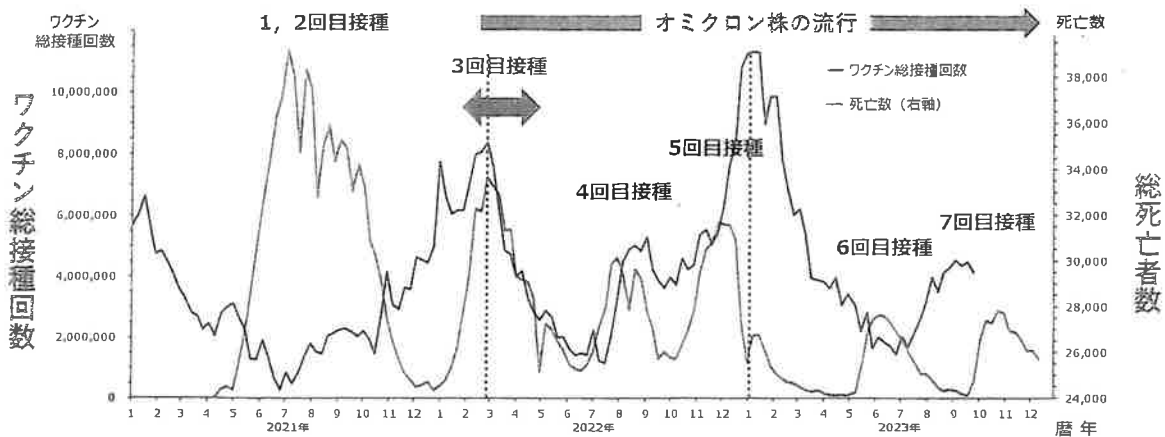
2009年から2019年の間、65才以上で6年間以上痴呆症状がない集団から、約93万例のインフルエンザワクチン接種が有と無しのペアをマッチングにより選び（平均73.7才、56.9%女性）、その後のアルツハイマー病の発症頻度を比較した。

Bukhbinder AS et al, J Alzheim Dis, 88:1061, 2022.

アメリカの65才以上の集団では、インフルエンザワクチン接種の回数が増えるに連れてアルツハイマー病の発症頻度が下がっていた。

→ インフルエンザワクチン接種はアルツハイマー発症防止に有効である。

ワクチン接種が増えると死者が増えるという話があったが…。

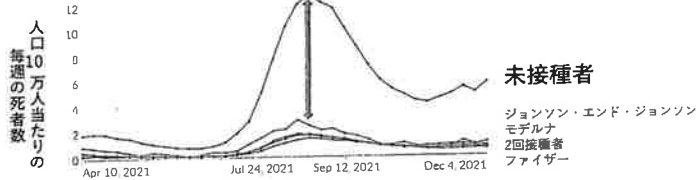


ワクチン接種：官邸データ、死亡数：「日本の超過および過少死亡数ダッシュボード」より

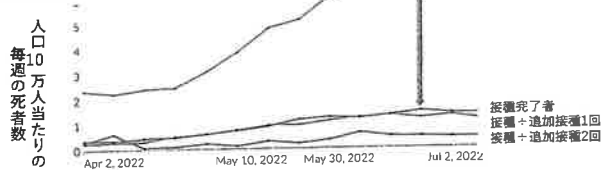
ワクチン接種回数と死者数が合っているように見えるのは一部の流行の時だけ。1、2回目や6回目接種ではむしろ逆の相関を示している。

ワクチン接種は新型コロナウイルスによる死者数を大きく減らしている

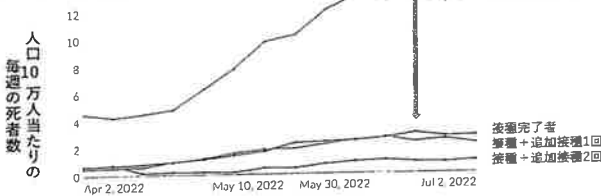
追加接種前



追加接種後：全年齢



追加接種後：65才以上

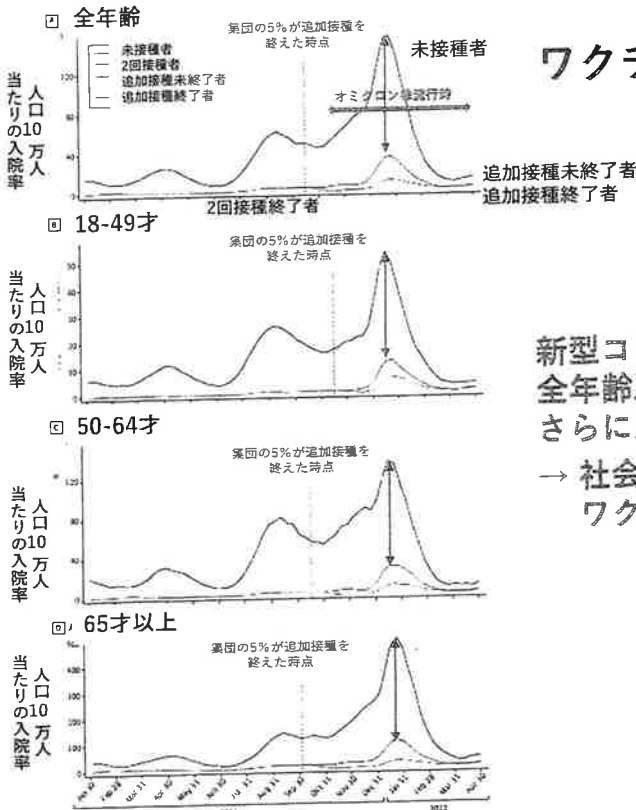


アメリカのデータ

全年齢層において、ワクチン接種により新型コロナウイルスの死亡率は大きく減少し（未接種者に比べて5分の1以下）、追加接種によりさらにその効果が高まっていた。

これは日本を含む世界各国でほぼ同様。
→ ワクチン接種で死者は増えていない。

Our World in Data: "COVID-19 weekly death rate by vaccination status"



ワクチン接種は入院者数を大きく減らしている

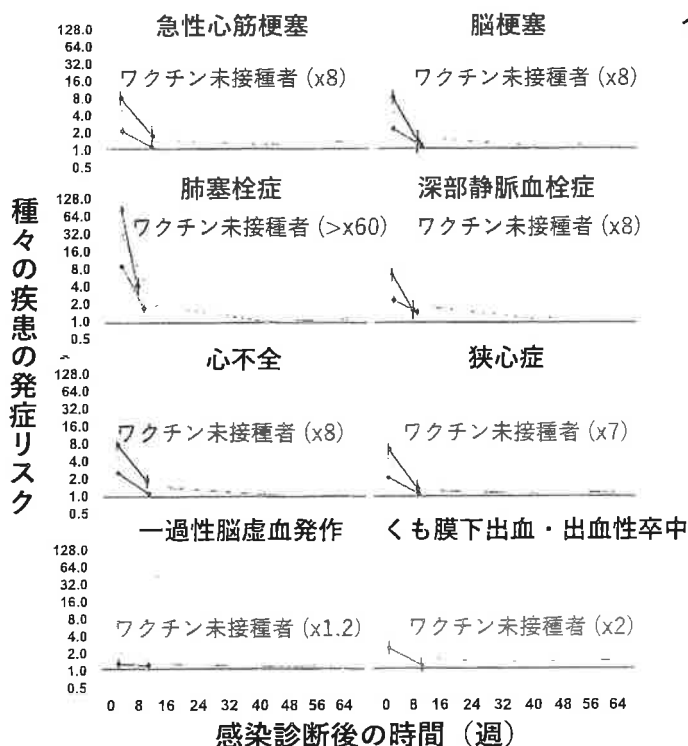
アメリカで、1/1/2021-4/30/2022のオミクロン流行時、約19万人の新型コロナウイルス入院者について、そのワクチン接種経歴を調べた。

新型コロナウイルスワクチン接種は、オミクロン流行時においても、全年齢層で入院者数を大きく低下させた。追加接種により、さらに入院率が低下した。

→ 社会を守るためには、全年齢層においてワクチンの追加接種を行っていくことが必要。

Havers FP et al, JAMA Int Med, Sept 8, 2022

新型コロナ感染により種々の心血管疾患の発症リスクが高まるが、ワクチンはこのリスクを下げる



イギリスでの大規模調査、デルタ株、オミクロン株流行を含む

ワクチン接種開始前に感染した人たちやワクチン未接種者では、ワクチン接種者に比べて、種々の心血管疾患を発症するリスクが数倍も高かった。デルタ株でもオミクロン株でもほぼ同様の結果であった。

感染後4週間で、心血管疾患発症リスクは大きく下がるが、ワクチン接種によってリスクが半分以下に低下した。

ワクチン接種開始前に感染した人たちでは感染後2年近く経っても、心血管疾患発症リスクが非感染者に比べて2割ぐらい高かった。

新型コロナ感染後には重篤な心血管疾患が起こりやすく、そのリスクはかなり長く続く。

ワクチン接種はそのリスクを大きく下げる。

Cezard GI et al, Nat Comm, March 11, 2022

ただし、ワクチン接種はゼロリスクではない

→ 一定の割合で強い副反応を示す人が居る

✓ では、そのリスクはどのぐらいあるのか？

✓ 一方で、ワクチン接種によりどのぐらいのベネフィットがあるのか？

- どのぐらいの人の命が救われたのか？
- どのぐらいの人が感染せずに（あるいは感染が軽くて）済んだのか？
- どのぐらいの社会的影響があったのか？

ワクチン接種により重篤な副反応が起きる頻度は？

ワクチンの種類	100万回接種あたりの重篤な副反応頻度
破傷風トキソイド	0.5
インフルエンザ	2
二種混合（ジフテリア+破傷風）	3
ポリオ	7
麻しん、風しん、水痘、四種混合、ヒブ、	10
BCG	30
1価ロタウイルス	40
2価ヒトパピローマウイルス	70
4価ヒトパピローマウイルス	90

新型コロナウイルス感染

飛行機に乗って死亡事故に遭うリスク：100万回搭乗で9回 \approx 10万回に1回程度

車両免許保有者が一生のうちに死亡事故を起こすリスク \approx 1万回に1回程度

ただし、危ないから車や飛行機に乗らないというチョイスはありうる。

結局、どちらもゼロリスクではないので、ベネフィットとリスクを天秤にかけることになる。

「免疫力を強くする」宮坂昌之（講談社ブルーバックス）

ワクチン接種を含めて感染予防をする利点

- 本人が感染しにくくなる。
- 本人が重症化しにくくなる（感染予防により浴びるウイルス量が減るため）
- 本人が合併症を起こしにくくなる（アルツハイマー、心筋梗塞、脳卒中…）
- 万が一、本人が感染しても、他人に広げにくくなる。
- 環境への広がりを最低限にすることができる。

感染によっても免疫ができるので、自然に感染したほうがよいのでは？

1. 合併症をどうするのか？

- 新型コロナ感染により心筋梗塞などの重篤な合併症が大きく増える。
- 一般にウイルス感染により、アルツハイマー病や血管性痴呆のリスクが増える。

2. 後遺症をどうするのか？（新型コロナ：約1割の人が3ヶ月以上続く後遺症症状を示す）

3. まわりの人に広げるリスクをどう考えるか？

くしゃみ一発で、数百万個のウイルスが周囲に飛び散る

大きな飛沫：2メートル以内で落下 → 距離保持、マスク着用

小さな飛沫：空気中を漂う → 送風・換気

面マスクを着用しない場合はシールド着用をお願いします

全剣連はシールドの飛沫防止能力について、再度科学的調査を実施しました。

シールドは多くの種類が販売されていますが、

全剣連の行った調査によれば、大きな飛沫

(5 μ 以上)については各シールドとも一定の

効果がありました。しかし、小さな飛沫

(0.5 μ 以上)については各シールド間で

飛沫防止能力に差があり、シールドの形状に

よっては、ほとんど防止能力がないものも

ありました。ただし、全剣連の調査では、

シールドの下部の隙間をスポンジ状のもので

塞ぐと、飛沫飛散の防止に大きな効果を

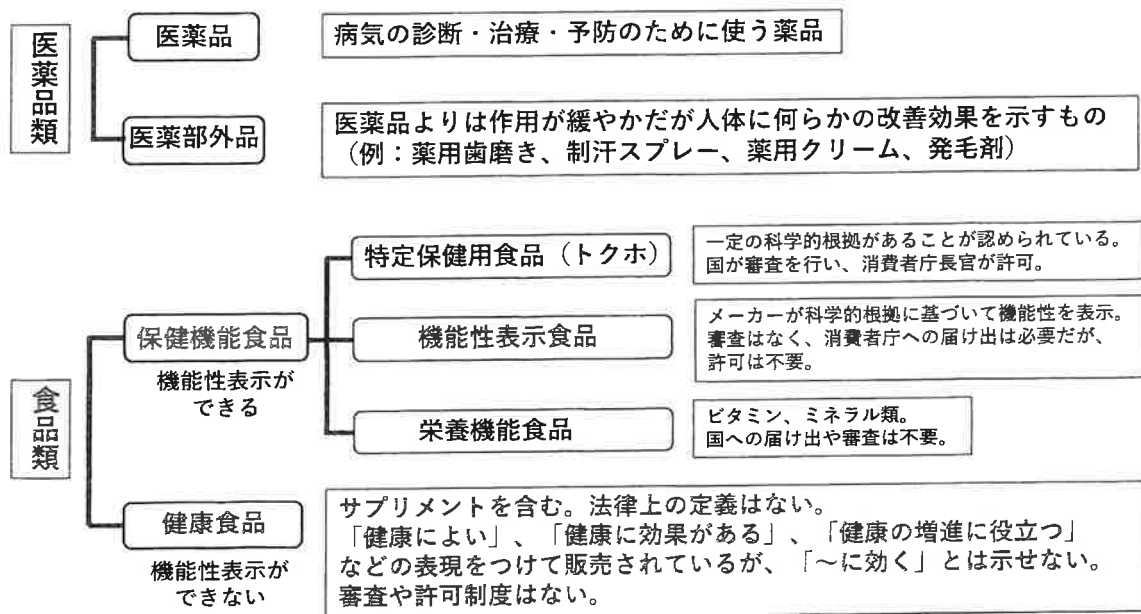
得ることができました。

ぜひ参考にしてください。

飛沫の吸い込みを避けるためには通風・換気が重要
(工業用送風機、CO₂モニターを使って換気確認)



健康食品やサプリメントについて



健康食品やサプリメントには必ずしも十分な安全性評価が行われていない

女子委員会活動報告

主な活動

1. 幼少年剣道の活性化を目指す女子ブロック講習会を実施する。

剣道の特性や楽しさを伝えると共に女性指導者の人材育成を図る。

- (1) 沖縄講習会 令和5年9月23日(土)*要請により実施
女子講習生 72名参加 *女子講習生対象のみ

指導法 松田勇人講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

- (2) 北海道ブロック講習会 令和5年11月12日(日)
女子講習生 63名 幼少年経験者137名・初心者32名参加
アスリート 栄花直輝選手・地白允大選手・小松加奈選手・竹中美帆選手(委員)

指導法 栄花英幸講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

- (3) 北信越ブロック講習会 令和5年12月16日17日(土・日)
女子講習生 45名 幼少年経験者57名・初心者33名参加
アスリート 安藤 翔選手(委員)・松崎賢士郎選手・村山千夏選手(委員)
松本弥月選手(委員)

指導法 寺地里美講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

- (4) 近畿ブロック講習会 令和6年1月27日28日(土・日)
女子講習生 73名 幼少年経験者97名・初心者17名参加
アスリート 村上雷多選手(委員)土谷有輝選手・大西ななみ選手・藤崎薫子選手

指導法 松田勇人講師(指導者育成本部) **幼少年指導法** 女子委員会

2. 令和6年度幼少年女子ブロック講習会実施を検討する。

- (1) 中国ブロック講習会 令和6年 6月15日16日(土・日)
会場 広島県立総合体育館
- (2) 関東ブロック講習会 令和6年11月23日24日(土・日)
会場 栃木県ユウケイ武道館
- (3) 四国ブロック講習会 令和7年 1月25日26日(土・日)
会場 高知県民体育館
- (4) 東海ブロック講習会 令和7年 3月16日(日)
会場 静岡県立武道館

3. 女子代表者による全国リモート連絡会議を実施する。令和6年2月9日(金)

- (1) 各剣道連盟女子の活動状況及び女子剣道普及の課題について
(2) 幼少年剣道の人口減少に対する対策について
(3) 部員募集やそれにかかわる広報の工夫について

* 全国都道府県代表者による会議は、本年度で第3回を迎える事ができた。各都道府県剣道連盟のご理解とご協力により、全員参加の充実した会議となった。相互の情報交換及び情報共有に寄与することができた。

4. 女子審判法講習会や女子審判研修会を通して審判技能を高めると共に、各種大会の活性化を図る。

(1) 女子審判法講習会

令和6年1月13日・14日(土・日)兵庫県立武道館

(2) 女子審判研修会

令和5年5月20日21日(土・日)静岡県剣道連盟武道館(養浩館)

令和5年7月29日30日(土・日)日本武道館研修センター

* 試合・審判委員会の指導により講習会が実施された。年々審判技能が向上し安定感もみえてきた。さらにより高度な審判技能養成を図る。

5. 広報活動を通して、女子剣道の発展及び活性化を図る。

(1) 女性八段審査一次合格者のコメントを剣窓に掲載

(2) 沖縄県剣道連盟宇良永子副会長の挨拶を剣窓に掲載

(3) 沖縄県女子講習会について剣窓に掲載

(4) 九州女子剣道愛好会について剣窓に掲載

(5) 都道府県女子代表者によるリモート会議について剣窓に掲載

6. 今後の課題と要請について

(1) 幼少年女子ブロック講習会・9ブロック終了後について検討する。

ア. 幼少年剣道の活性化を目指すため、9ブロック講習会終了後においても継続の方向で進める。1日での講習会や2日間での講習会実施等は希望制とする。

イ. 各剣道連盟より要請依頼によって実施することを検討する。

ウ. 以前同様に各委員会(普及委員会・指導委員会・医科学委員会及びアンチドーピング委員会・アスリート委員会)等の協力を得て実施する。

エ. 幼少年初心者と保護者の合同活動等を検討する。

(2) 女子委員会の活性化を図るため、更に全日本剣道連盟ホームページ活用の工夫を検討する。

(3) 各剣道連盟の女子委員会及びそれらに準ずる組織の設立を要請する。

お陰様でほとんどの剣道連盟において、女子委員会(女性委員会・女子部等)が設立されました。全剣連としましては、全連盟での設立を是非お願いしたい。

女子代表者による全国リモート会議において、幼少年剣道人口減少の対策についての情報交換をしている。活用し実践したいという思いはあるが、女子委員会が設立されていない為、実施できないと言う声が届いている。

令和6年度(第59回)剣道中央講習会 「日本剣道形」

1. 制定の経緯

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修練の重要性を説いている。剣道形の修練により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。
- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が錬れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い(特に小太刀の置き方)を適切に行わせ、刀(木刀)の操作(刃筋・鎧の使い方・手の内)、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」(機とは、心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。
- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突(発声)させる。
- (13) 形の実施中は、初めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鰐元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀身の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一拳前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら胴を打つときの方法。
 - ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の錬度に応じて指導する)
- (7) 小太刀半身の構えの刃先の方向
 - ① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
 - ② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

- (1) 日本剣道形解説書、講習会資料(日本剣道形)を熟読・精通する。
- (2) 日本剣道形の修練を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。
- (3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない。その為に、平素から日本剣道形の修練に努める必要がある。

以上

「剣道の理念」理解の深化に向けて（普及委員会 資料）差替え版

1. 「剣の理法説明版」とは何か？

《本文》

「『剣の理法』とは、気剣体一致した打突を生み出すために心法・刀法・身法を一体としてはたらかせる理にかなった方法のことである。」

《補足》

「気剣体一致した打突は、心法（心のはたらき）と刀法（刃筋・物打・鎗などが機能する刀・木刀・竹刀の適正な操作）と身法（体勢・体さばきなどの身体の運用）とが一体となっているものである」

2. 「剣の理法説明版」作成の背景

3. 「剣の理法説明版」の内容

4. 「剣の理法説明版」の活用を含めた今後の展開

5. 「指導等に係わるポイント」

◆【「剣の理法」の説明版】は「剣の理法」についての全剣連の見解を明確に示すものである。

①「剣の理法」を定義した。

②主な対象層は4段—5段クラスの若手指導者としている。（全剣道人を対象としつつ）

◆指導は指導者の裁量に任せる

①具体的な指導については、指導者の経験・修練・知識などをもとに、指導者の裁量に任せる。（指導者の指導法を尊重する）

②指導者は、特に《補足》に示されている心法・刀法・身法それぞれの（ ）内の用語・内容を、受講者のレベルに適した用語に置き換えて説明することが大切であり、このことは指導上極めて重要である。

③本資料が正しい指導の手掛かりとして広く利用されることを切に願う。